

名古屋市運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領の一部を改正する要領

名古屋市運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)～(定義) 第1条～第2条 (略)</p> <p>(一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 運動型通所サービス指定事業者は、名古屋市<u>介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に係る指定事業者</u>の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。 (1)～(10) (略) 5 <u>運動型通所サービス指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 6 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(基本方針) 第4条 運動型通所サービスの事業は、原則として介護予防マニュアル(厚生労働省<u>エビデンスを踏まえた</u>介護予防マニュアル改訂委員会作成：令和4年3月改訂版)に準ずるものとし、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>(趣旨)～(定義) 第1条～第2条 (略)</p> <p>(一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 運動型通所サービス指定事業者は、名古屋市<u>指定第1号事業所</u>の指定の申請等に関する要綱(以下「指定要綱」という。)第2条第1項及び第3条第2項に規定する申請を行うにあたり、次の各号のいずれにも該当してはならない。 (1)～(10) (略) <u>(新設)</u> 5 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスを提供するにあたっては、介護保険法第108条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>(基本方針) 第4条 運動型通所サービスの事業は、原則として介護予防マニュアル(厚生労働省介護予防マニュアル改訂委員会作成：平成24年3月改訂版)に準ずるものとし、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>

(従事者の員数)

第5条

1～2 (略)

- 3 運動型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は予防専門型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、運動型通所サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は予防専門型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、それぞれ指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項から第7項まで、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。）第20条第1項から第8項まで、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第97条第1項から第7項まで又は名古屋市予防専門型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準（以下「予防専門型通所サービス基準」という。）第5条第1項から第7項に規定する基準を満たすことをもって前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- ただし、運動型通所サービスの提供を行う時間帯を通じて、専ら当該運動型通所サービスの提供にあたる従事者を置かなければならない。

(管理者)

第6条 (略)

(設備及び備品等)

第7条

1～3 (略)

- 4 運動型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、又は予防専門型通所サービスの指定を併せて受け、かつ、運動型通所サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は予防専門型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、それぞれ指定居宅サービス等基準第95条

(従事者の員数)

第5条

1～2 (略)

- 3 運動型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は予防専門型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、運動型通所サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は予防専門型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、それぞれ指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項から第7項まで、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。）第20条第1項から第8項まで、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第97条第1項から第7項まで又は名古屋市予防専門型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準（以下「予防専門型通所サービス基準」という。）第5条第1項から第7項に規定する基準を満たすことをもって前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- ただし、運動型通所サービスの提供を行う時間帯を通じて、専ら当該運動型通所サービスの提供にあたる従事者を置かなければならない。

(管理者)

第6条 (略)

(設備及び備品等)

第7条

1～3 (略)

- 4 運動型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、又は予防専門型通所サービスの指定を併せて受け、かつ、運動型通所サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は予防専門型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、それぞれ指定居宅サービス等基準第95条

第1項から第3項まで、指定地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項まで、指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項まで、又は予防専門型通所サービス基準第7第1項から第3項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 (略)

2 運動型通所サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、運動型通所サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、運動型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条の2において同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第1項から第3項まで、指定地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項まで、又は指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項まで、又は予防専門型通所サービス基準第7第1項から第3項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 (略)

2 運動型通所サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この項目において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、運動型通所サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、運動型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(サービス提供困難時の対応) ～ (心身の状況等の把握)
第9条～第12条 (略)

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)
第13条 (略)

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供) ～ (サービスの提供の記録)
第14条～第16条 (略)

(利用料等の受領)
第17条 (略)

2～3 (略)

4 前項第1号に掲げる経費については、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)の例によるものとする。

5 運動型通所サービス指定事業者は、第3項の費用の額に係る運動型通所サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該運動型通所サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)
第18条 (略)

(利用者に関する市町村への通知)
第19条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに運動型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付の提供を受け、又は受けようと

3～6 (略)

(サービス提供困難時の対応) ～ (心身の状況等の把握)
第9条～第12条 (略)

(介護予防支援事業者等との連携)
第13条 (略)

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供) ～ (サービスの提供の記録)
第14条～第16条 (略)

(利用料等の受領)
第17条 (略)

2～3 (略)

(新設)

4 運動型通所サービス指定事業者は、第3項の費用の額に係る運動型通所サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該運動型通所サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)
第18条 (略)

(利用者に関する市町村への通知)
第19条 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに運動型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって運動型通所サービスの提供を受け、又は

したとき。

(緊急時等の対応)～(運営規程)
第20条～第22条 (略)

(勤務体制の確保等)
第23条 (略)

1～2 (略)

3 運動型通所サービス指定事業者は、従事者等に対し、資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 運動型通所サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 運動型通所サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)～(非常災害対策)
第24条～第25条 (略)

(衛生管理等)

第26条 運動型通所サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器そ

受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)～(運営規程)
第20条～第23条 (略)

(勤務体制の確保等)
第23条 (略)

1～2 (略)

3 運動型通所サービス指定事業者は、従事者等に対し、資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 運動型通所サービス指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(1) 運動型通所サービス指定事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

(2) 運動型通所サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)～(非常災害対策)
第24条～第25条 (略)

(衛生管理等)

第26条 運動型通所サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その

他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(削除)

- 2 運動型通所サービス指定事業者は、**指定**事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、**次の各号**に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) **当該指定**事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) **当該指定**事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) **当該指定**事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第 27 条 運動型通所サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に第 22 条に規定する運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者の運動型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を揭示しなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、**重要事項**を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前**項の規定による揭示に代えることができる。

3 運動型通所サービス指定事業者は、**重要事項**をウェブサイトに掲載するよう努めるものとする。

(秘密保持等)～(事故発生時の対応)

第 28 条～第 34 条 (略)

他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、当該指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 運動型通所サービス指定事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第 27 条 運動型通所サービス指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に第 22 条に規定する運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者の運動型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の揭示に代えることができる。

(新設)

(秘密保持等)～(事故発生時の対応)

第 28 条～第 34 条 (略)

(虐待の防止)

第34条の2 運動型通所サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計等の区分)

第35条 (略)

(記録等の整備)

第36条

1 (略)

2 ミニデイ型通所サービス指定事業者は、利用者に対するミニデイ型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録については5年間)保存しなければならない。

- (1) 第40条第1項第2号の規定による「支援計画」
- (2) 第16条第2項の規定による提供した具体的なミニデイ型通所サービスの内容等の記録
- (3) 第40条第13号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第34条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(電磁的記録等)

第36条の2 運動型通所サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ

(虐待の防止)

第34条の2 運動型通所サービス指定事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計等の区分)

第35条 (略)

(記録等の整備)

第36条

1 (略)

2 運動型通所サービス指定事業者は、利用者に対する運動型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間(第2号に掲げる記録については5年間)保存しなければならない。

- (1) 第40条第1項第2号に規定する「支援計画」
- (2) 第16条第2項に規定する提供した具体的なミニデイ型通所サービスの内容等の記録
- (新設)
- (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び講じた措置の記録

(電磁的記録等)

第36条の2 運動型通所サービス指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ

の他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されている又は想定されるもの(第8条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

(食料及び飲料水の備蓄)～(運動型通所サービスの基本取扱方針)
第37条～第39条 (略)

(運動型通所サービスの具体的取扱方針)
第40条

(1)～(11) (略)

(12) 運動型通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(13) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

2 (略)

(運動型通所サービスの提供に当たっての留意点)～(安全管理体制等の確保)
第41条～第42条 (略)

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日か

の他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

(食料及び飲料水の備蓄)～(運動型通所サービスの基本取扱方針)
第37条～第39条 (略)

(運動型通所サービスの具体的取扱方針)
第40条

(1)～(11) (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

(運動型通所サービスの提供に当たっての留意点)～(安全管理体制等の確保)
第41条～第42条 (略)

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行の日か

ら令和6年3月31日までの間、第23条第3項、第23条の2、第26条第3項及び第33条の2の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の本要領の施行の日から令和7年3月31日までの間、第27条第3項の規定については適用しない。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

ら令和6年3月31日までの間、第23条第3項、第23条の2、第26条第3項及び第33条の2の規定の施行については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。